

ポイント 連結グループ内に中小法人がある場合でも、「中小法人の交際費の定額控除限度額」については、連結納税制度では、親法人の資本金により判定します。

A9

連結親法人の資本金が 5 億円以上の場合、連結納税でも単体納税でも損金算入限度額がないので、差はありません。

連結親法人が 1 億円超 5 億円未満の場合には、単体納税であれば資本金 1 億円以下の子法人について損金算入限度額があるのに対し、連結納税では全く損金算入できなくなるという差が出てきます。

連結親法人が資本金 1 億円以下の場合、損金算入限度額はありますが、資本金 1 億円以下の連結子法人がそれぞれ使っていた損金算入限度額を使うよりも、損金算入額が縮小することになります。

連結親法人 の資本金	連結子法人 の資本金	単体納税の場合の 損金算入限度額	単体納税の場合の 損金算入限度額	影響
5 億円以上 (大法人)	1 億円超 (大法人)	ゼロ	ゼロ	差なし
	1 億円以下 (中小法人)	ゼロ		
1 億円超 5 億円未満 (大法人)	1 億円超 (大法人)	ゼロ	ゼロ	中小の子法人の 数だけ、単体納税 の方が有利
	1 億円以下 (中小法人)	800 万円× 中小法人数		
1 億円以下 (中小法人)	1 億円超 (大法人)	親法人分の 800 万円のみ	連結グループを一 体として 800 万円	連結グループ全 体で損金算入額 が 800 万円しか 使えないため、中 小法人の子法人 の数だけ単体納 税の方が有利
	1 億円以下 (中小法人)	800 万円× 中小法人数		

(参考)

平成 26 年度税制改正では大企業にも損金算入枠を新たに設け、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

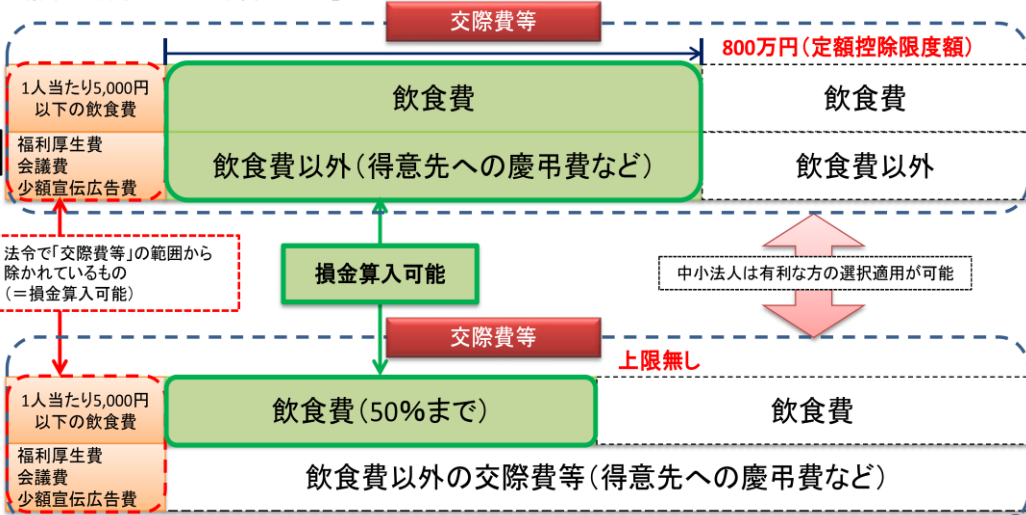
交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(社内飲食費は対象外)であって、帳簿書類に飲食費であることについて所定の事項が記載されているもの(以下「接待飲食費」といいます。)の額の 50%に相当する金額は損金の額に算入することができます。

なお、中小法人については、従来とおりの①定額控除限度額(800 万円)までの交際費の全額損金算入か②接待飲食費の 50%相当額の損金算入のどちらか有利な方を選択することができます。

改正概要 【適用期間：2年間(平成27年度末まで)】

【現行措置】
(2年間延長)

中小法人のみ



(出典：経済産業省)